

掲載への案内文

日本司法精神医学会では、刑事精神鑑定の質の向上を図るために、2014年より日本司法精神医学会学会認定精神鑑定医制度を開始しております。認定精神鑑定医の認定更新や精神鑑定医養成指定研修施設の認定開始など認定精神鑑定医制度は順調に発展しており、学会認定精神鑑定医は、質の高い刑事精神鑑定を行える医師の資格として社会的に認識されております。

学会認定精神鑑定医が行う刑事精神鑑定には、診察・診断など医療としての側面もありますが、裁判所など法曹関係者からの依頼で行われるなど、一般の医療とは異なる側面もあります。こうした学会認定精神鑑定医の職務の特殊性を考慮して、日本司法精神医学会研修・教育企画委員会では、学会認定精神鑑定医の標榜ならびに名称の使用について検討を行い、「学会認定精神鑑定医の標榜および名称使用についてのガイドライン」を作成いたしました。本ガイドラインは、2022年2月23日に理事会で承認されました。

学会認定精神鑑定医の標榜・名称使用は、本ガイドラインに準拠して行うようにしてください。